# 「令和6年度 道路整備効果検証業務委託」 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

## 1 件名

令和6年度 道路整備効果検証業務委託

#### 2 業務の内容

別添「業務説明資料」のとおり 概算業務価格(上限)は22,000,000円(税込)です。 なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

### 3 参加資格

当該プロポーザルに係る提案書を提出しようとする者は、次に挙げる要件(1)、(2) を満たし、(3)または(4)のいずれかの要件を満たすこと。

#### (1) 技術者要件

提案書に記載した照査技術者その他の技術者を確実に配置できること。ただし、技 術者は、下記のアからイに掲げる要件を満たすものであること。

## ア 照査技術者

成果物の内容について、技術上の照査を行う者とし、技術士(総合技術監理部門)の資格を有する者であること。

## イ 管理技術者

業務の管理及び統括等を行う者とし、技術士(建設部門 道路)または、技術士 (建設部門 都市及び地方計画)または、RCCM(道路)または、RCCM(都市計画及 び地方計画)のいずれかの資格を有する者であること。

※管理技術者は、照査技術者を兼ねることができません。

- (2) 1つの事業者が単独(以下「単独事業者」という。)で参加する場合及び2つ以上の 事業者が共同事業体(以下「共同事業体」という。)を結成して参加する場合に共通 する要件
  - ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に該当していないこと。
  - イ 成年被後見人、被保佐人補助人及び未成年でないこと。
  - ウ 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
  - エ 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
  - オ 会社更生法(平成14 年法律第154 号)に基づく再生手続き開始の申立又は民事 再生法(平成11 年法律第225 号)に基づく再生手続きの申立がなされている者 (更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがな いと横浜市が認めたものを除く。)でないこと。
  - カ 参加意向申立書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱(平成16年4月1日制定、平成31年4月1日改定)の規定による停止措置を受けていないこと。
  - キ 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月22日横浜市条例第51号)第2条第2号 に規定する暴力団、条例第2条第4号に規定する暴力団員等、条例第2条第5号

に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な 関係を有すると認められる者ではないこと。

- ク 神奈川県暴力団排除条例(平成22年12月28日神奈川県条例第75号)第23条第 1項又は第2項に違反している事実がないこと。
- ケ 同種・類似業務の実績を有していること。
- (3) 単独事業者が参加する場合の要件

令和5、6年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿において、横浜市一般競争 入札有資格者名簿(設計・測量等)に登録されている者で、次の条件を満たすこと。 ア 営業種目:「建設コンサルタント等の業務」を登録しており、かつ、細目:「建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」を登録している。

# (4) 共同事業体として参加する場合の要件

次のアからエの全てに該当すること。

- ア 構成員は、共同事業体の代表者となる者を決め、代表者は全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務遂行に責任を持つことのできる者とすること。なお、参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- イ 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の単独事業者又は共同事業体の構成員と なることはできない。
- ウ 構成員のうち1名以上は、令和5、6年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿において、横浜市一般競争入札有資格者名簿(設計・測量等)の営業種目:「建設コンサルタント等の業務」を登録しており、かつ、細目:「建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」を登録していること。ただし、参加意向申出書の提出時までに登録申請しており、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していればこの限りではない。
- エ 構成員が3名以上となる場合は、上記ウ、エを除いた構成員のいずれもが、令和5、6年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿(設計・測量等または物品・委託)に搭載されていること。ただし、参加意向申出書の提出時までに登録申請しており、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していればこの限りではない。

## 4 参加に係る手続き

本プロポーザルに参加する場合は、必ず参加意向申出書(様式1)、誓約書(様式2) 予定技術者経歴書(様式4)、企業(団体)の同種・類似業務の実績(様式5)と、共同 事業体の場合は共同事業体協定書兼委任状(様式3)を提出し、応募をしてください。

(1) 提出期限

令和6年7月25日(木)午後5時15分まで(必着)

(2) 提出先

横浜市道路局企画課 担当 森、泉

住所:〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10市庁舎22階

電話:045-671-2777

(3) 提出方法

提出方法:持参、郵送(書留又は特定記録)とします。

- ・郵送の場合は、発送後に必ず電話で連絡してください。
- ・持参の場合は、市役所開庁日の午前9時~午前12時、午後1時~午後5時の間に

提出してください。

## (4) 提出書類

- ア 参加意向申出書(様式1)
- イ 誓約書(様式2)
- ウ 共同事業体協定書兼委任状 (様式3) ※共同事業体の場合
- 工 予定技術者経歴書(様式4)
  - (ア) 照査技術者、管理技術者、各担当技術者につき、1枚ずつとします。
  - (4) 技術士登録証等の資格保有を証明する書類を添付資料としてください。
  - (ウ) TECRIS の完了登録業務カルテ受領書、その業務カルテ等の業務実績を証明する 書類を添付資料としてください。
- オ 企業(団体)の同種・類似業務の実績(様式5)
  - (ア) TECRIS の完了登録業務カルテ受領書、その業務カルテ等の業務実績を証明する 書類を添付資料としてください。
  - (4) 共同企業体の場合は、構成員ごとに記入してください。

## (5) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及び その理由を E メールにより通知します。

ア 通知日 令和6年7月31日(水)までに行います。

イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提 案が認めれなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本 市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

> 本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日 以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

#### 5 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。 質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知し ます。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和6年8月8日(木)午後5時15分まで(必着)
- (2) 提出先 横浜市道路局企画課 担当 森、泉

E メール: do-kikaku@city. yokohama. jp

- (3) 提出方法 Eメールによるものとします。(ただし、着信確認を行ってください。)
- (4) 回答日及び方法 令和6年8月15日(木)

Eメールによる。※質問なしの場合は送信なし

## 6 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式(様式7から様式13)に基づき作成してください。
  - ア 提案書表紙(様式7)
  - イ 業務実施体制(様式8)
  - ウ 予定技術者の同種・類似の業務実績(様式9)
  - エ 業務及び工程計画 (様式10)

才 提案内容(様式11)

(市内の道路整備による効果を多面的に評価する方法や検証プロセス等について)

- カ ワークライフバランス等、企業としての取組(様式12)
- キ 提案書の開示に係る意向申出書(様式13)
- ク 参考見積書(様式自由、人工を明記)
- (2) 予定技術者の同種・類似の業務実績

管理技術者及び主たる技術者について、以下に示した同種・類似の業務実績について、記入してください。ただし、平成26年度以降から公告日までの間に完了した業務実績とします。なお、管理技術者及び主たる担当技術者に当該実績がない場合は原則欠格となり、特定しません。

- ○同種業務:道路等の整備による社会・経済効果の検討に関する業務 (空間的応用一般均衡(SCGE モデル)等の活用を含む)
- ○類似業務:道路等の整備による社会・経済効果の検討に関する業務 (空間的応用一般均衡(SCGE モデル)等の活用を含まない)
- (3) 提案書の作成にあたっては、次の項目に留意してください。
  - ア 提案は、考え方を文書、イメージ図、イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に 記述してください。
  - イ 文字の大きさは、注記等を除き、原則 10 ポイント以上の大きさとしてください。
  - ウ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写する場合がありますので、見 やすさに配慮してください。
  - エ 提案書の様式は拡大・縮小等の変更をしないでください。
  - オ 表紙となる提案書を除き、一切社名等(代表者名、社員名、企業ロゴ等を含む)の 表記は行わないでください。

## 7 提案書の提出

(1) 提出部数

紙:7部、電子データ:1部 (PDF 形式、CD·DVD に記録したもの)

(2) 提出期限

令和6年8月21日(水)午後5時15分まで(必着)

- (3) 提出先
  - 4(2)と同じ
- (4) 提出方法
  - 4(3)と同じ
- (5) その他
  - ア 所定の様式以外の書類については受理しません。(参考見積書を除く。)
  - イ ファイルの背表紙、表表紙には、「令和6年度 道路整備効果検証業務委託 提案 書」、「社名」を記してください。
  - ウ 提出された書類は、返却しません。
- 8 評価基準

提案書評価基準のとおり

9 ヒアリング

提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日·実施場所

令和6年9月(上旬)(予定) 実施日は、変更となる可能性があります。 場所・時間等詳細は、後日通知します。

### (2) 出席者

管理技術者を含む3名以下としてください。

#### (3) 実施方法

アプレゼンテーションは管理技術者または主たる担当技術者が行ってください。

- イ ヒアリング時間は、質疑応答を含め、約30分を想定しています。
- ウ プレゼンテーションに際しては、提出した提案書あるいは提案書に記載している 内容のみで構成したプレゼンテーションソフト等で作成した資料を、プロジェク ターで投影したものについて、口頭による説明とします。資料の追加又は変更の 提出は認めません。
- エ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は、提案者が用意してください。 なお、プロジェクター、スクリーン、電源は本市が用意します。
- オ プレゼンテーションにあたり、提案企業(団体)名がわからないようにしてください。

#### 10 評価委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。 なお、評価委員会は非公表とします。

名称	道路局第一入札参加資格審査・指名	令和6年度 道路整備効果検証業
	業者選定委員会	務委託
所掌	プロポーザルの実施、受託候補者の	プロポーザルの評価・特定に関するこ
事務	選定に関すること	<u>ک</u>
委員	道路局	道路局
	局長	建設部長 (委員長)
	理事	計画調整部長(副委員長)
	道路政策推進部長	事業推進課長
	計画調整部長	企画課長
	総務部長	建設課長
	道路部長	横浜環状道路調整課長
	建設部長	
	横浜環状道路調整担当部長	
	総務課長	
	事業所管課長	
	(令和6年6月現在)	

# 11 特定・非特定の通知

- (1) 提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を令和6年9月上旬ごろに書面により通知します。
- (2) 特定に至らなかった旨の通知を受けたヒアリング参加者は、書面により、その理由についての説明を求めることができます。

なお、書面は、本市が結果通知書を発送した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5 日後の午後5時15分までに、提案書提出先まで提出してください。 (3) 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で市役所閉 庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

## 12 提案書の取扱い

- (1) 提出された提案書は、提案書の特定以外に提出者に無断で使用しません。
- (2) 提出された提案書は、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横 浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、受託候補者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

## 13 プロポーザルにおける注意事項

- (1) プロポーザル資料に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせることがあります。
- (2) 本プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定された提案書等を提出した応募者とは、後日、特定された提案書等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止 となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、 受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

#### 14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 指定する提案書の作成様式及び記載内容が適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者。
- (8) ヒアリングに出席しなかった者。

## 15 その他

- (1) 参加意向申出書、提案書の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とします。
- (2) 使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨